

## ◇同和対策審議会答申（抄）

昭和40年8月11日

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

同和対策審議会会長 木村 忠二郎

昭和36年12月7日総審第194号をもって、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果、別紙のとおり答申する。

## 前 文

（略）いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の研究に努力した。（略）関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

（略）時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の精神を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終始符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

## ◇特別措置法

## • 同和対策事業特別措置法

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講じることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的として、10年間の時限立法として施行されたが、その後3年延長された。

対象事業は、目標を達成するために必要な措置を講じると包括規定が設けられていた。

## • 地域改善対策特別措置法

1982（昭和57）年地域改善対策特別措置法（地対法）が施行され、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変わり、対象事業を82事業に確定した。

## • 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

1987（昭和62）年に、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が施行され、対象事業は55事業となった。その後数度にわたる改正を終えた後、2002（平成14）年に国策としての同和対策事業は終焉した。

## ⑤ 特別対策の終了

長年にわたる特別対策で生活環境の改善など物的な面では大きな改善が見られたことから、対象地域を限定して実施してきた特別対策は終了することにし、1997（平成9）年3月をもって終了しましたが、一般対策への円滑な移行を図るため同年4月地対財特法の一部を改正する法律が施行され、一部事業については、必要最小限の経過的な措置を講じたうえで、2002（平成14）年に地対財特法が失効し、特別対策は終了しました。

## ⑥ 国際社会と人権教育

国際連合は1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、各国に対し、「人権という普遍的文化」が構築されることをめざし、国内行動計画を策定することを求めました。

1996（平成8）年の地域改善対策協議会の意見具申では、「同和問題を重要な柱」と捉え、「人権教育のための国連10年」の中で教育・啓発に取り組むことが述べられています。

このような中、1997（平成9）年「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定し、人権教育・啓発を推進しました。

その後、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、その第1フェーズ（2005年～2009年）として初等教育及び中等教育における人権教育を重点にした行動計画、第2フェーズ（2010年～2014年）として、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権教育を重点とした行動計画、第3フェーズ（2015年～2019年）として、メディア関係者、ジャーナリストを重点とした行動計画が示されました。さらに、第4フェーズ（2020年～2024年）は、第1フェーズから第3フェーズの取組の一層の強化や若者を重点とした行動計画が示されるとともに「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標4.7と連携させることとしています。国連は、「国連システム」と言われる加盟国とNGO・個人が共同・連携する手法で、国際社会の様々な人権課題に取り組んでいます。

## ◇地域改善対策協議会意見具申（抄）（平成8年5月17日）

**1 同和問題に関する基本認識**

（略）我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。（略）また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。（略）

**3 同和問題解決への展望****(2) 今後の施策の基本的な方向**

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。（略）

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。（略）

**4 今後の重点施策の方向****(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進**

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。（略）

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。（略）

## ⑦ 部落差別解消推進法の施行

部落差別問題の解決に向けては、長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016（平成28）年12月16日に施行されました。

### （法の要点）

- 1 「部落差別が存在する」ことを認知した（第1条）
- 2 「部落差別は許されない」ことを明記した（第1条）
- 3 「部落差別のない社会を実現する」ことを目的として定めた（第1条）
- 4 「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深める」ことを求めた（第2条）
- 5 「部落差別の解消に関する施策を講じる」ことを国及び地方公共団体の責務とした（第3条）
- 6 「部落差別に関する相談体制の充実」を国及び地方公共団体に課した（第4条）
- 7 「部落差別を解消するための教育及び啓発を行う」ことを国及び地方公共団体に求めた（第5条）
- 8 「部落差別の実態に係る調査を行う」ことを明記した（第6条）

## ◇部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日）

**（目的）**

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

**（基本理念）**

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

**（国及び地方公共団体の責務）**

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

**（相談体制の充実）**

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

**（教育及び啓発）**

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

**（部落差別の実態に係る調査）**

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

## 2) 大分県の取組

大分県においては、1924（大正13）年に、大分県水平社が結成され、また、融和運動組織「大分県親和会」が結成され、解放運動、改善運動が行われてきました。しかしながら、融和団体組織は、戦争の長期化の中で、大政翼賛化していき、1941（昭和16）年の同和奉公会への改組を経て、終戦に至り終末期を迎えました。

### ・ [特別措置法に基づく取組]

大分県の同和行政は、同対法の施行により、大きく推進されました。行政機構は当初厚生部社会課が担当していましたが、1974（昭和49）年には、厚生部社会課内に同和対策事務局を新設し、1977（昭和52）年には、同和行政を充実するために福祉生活部に同和対策室を設置し、組織の充実を図りました。

また、同和対策事業について必要な事項を調査・審議し、事業を円滑に推進するため、1977（昭和52）年に大分県同和対策審議会を設置し、同和対策事業を積極的に推進してきました。

### ・ [特別措置法の終了]

大分県同和対策審議会は、1997（平成9）年8月5日、特別措置法に基づいて実施してきた特別対策の期限を目前にひかえ、大分県における同和対策事業を総括しました。

事業効果について、生活環境の改善や産業基盤の整備などは相当な成果をみており、同和地区と周辺との較差はほとんどみられなくなりました。しかしながら、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、不安定就労の問題、産業面の問題など較差が存在している分野がみられます。また、同和教育や啓発活動についても一定の効果がみられるものの、結婚問題を中心に差別意識がいまだに存在しており、今後の主要な課題は部落差別の撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進であることが審議了承されました。

この基本認識に基づく基本方針を次のとおりとしました。

- ① 同和問題は基本的人権に関わる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢で、その解決に向けて積極的に取り組む。
- ② 必要な事業については、一般対策を有効かつ適切に活用して関係機関と連携を図りながら実施する。
- ③ 教育・啓発については、基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展させ、一層の推進を図る。
- ④ 「人権教育のための国連10年」の積極的な取組を図る。